

霧島市広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の資産等を有効に活用することにより新たに財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広告事業を行うものとし、その実施に関しては、別に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告事業 民間企業等が行う広告、宣伝（以下「広告等」という。）の媒体として市の資産等を活用することにより、広告料の収入を得る事業又は事務事業経費の縮減を図る事業であって、次に掲げるものをいう。

ア 広告等の掲載

イ 広告物の掲出

ウ 事業協賛（式典、催事等を開催する場合において、当該式典、催事等に協賛する民間企業等の名称を冠し、又は当該民間企業等の広告を掲出することをいう。）

エ ネーミングライツ（命名権）の売却

オ その他市長が必要と認める事業

(2) 市の資産等 市が保有し、又は保有することとなっている物件その他の資産（借用物を含む。）及び市が行い、又は行うこととなっている事務事業（経費を負担するものを含む。）をいう。

(3) 広告媒体 次に掲げる市の資産等であって、広告事業に活用するものをいう。

ア 印刷物

イ ホームページ

ウ 土地、建物、車両、工作物の物件

エ 式典、催事

オ その他市長が必要と認める市の資産等

(広告事業の基準)

第3条 広告事業の実施に当たっては、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、その公共性にかんがみ、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 広告事業の実施に当たっては、別に広告事業の基準（以下「広告掲載等基準」という。）を定める。

(広告事業の実施方法)

第4条 広告事業を実施しようとする広告媒体を主管する部長等（以下「主管部長等という。」）は、広告事業における広告媒体の種類、広告等の規格、募集方法、選定方法、予定価格及び契約条項その他広告事業の実施に関し必要な事項を、当該広告事業ごとに定めるものとする。

(広告事業者の審査及び選定)

第5条 広告事業者の審査及び選定は、広告掲載等基準により当該広告媒体の主管部長等が行うものとする。

2 広告事業者の審査及び選定に疑義が生じた場合は、別記様式により広告審査委員会の意見を聴くものとする。（広告等の掲載等の取消し等）

第6条 広告事業により掲載等をした広告等の内容が第3条第1項の規定又は広告掲載等基準に抵触したとき、又は市長が事情の変更により特に必要と認めるときは、当該広告等の掲載等を取り消し、又は契約を解除することができるものとする。

(広告審査委員会)

第7条 広告事業について次に掲げる事項を審査するため、霧島市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 第3条第2項に定める広告掲載等基準に関する事項

(2) 広告事業に関し疑義が生じた事項

(3) その他広告事業に関し、市長が必要と認める事項

- 2 委員会の構成員は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める職にある者をこれに充てる。
- (1) 委員長 企画部長
 - (2) 副委員長 行政改革推進課長
 - (3) 委員 総務課長、秘書広報課長、財務課長、企画政策課長及びその他関係課等の長
- 3 委員長は、委員会に関する事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 6 委員会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者及び識見を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 委員会の庶務は、企画部行政改革推進課において処理する。
(その他)
- 第8条 この告示の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第73号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日告示第323号)

この告示は、平成22年12月1日から施行する。

霧島市広告審査委員会委員長 殿

主管部長

広告審査委員会への諮問について

次のとおり広告事業に関し疑義が生じたので、霧島市広告事業実施要綱第5条第2項の規定により諮問します。

諮問内容	
主管課等	課 電話 — — (内線 グループ)